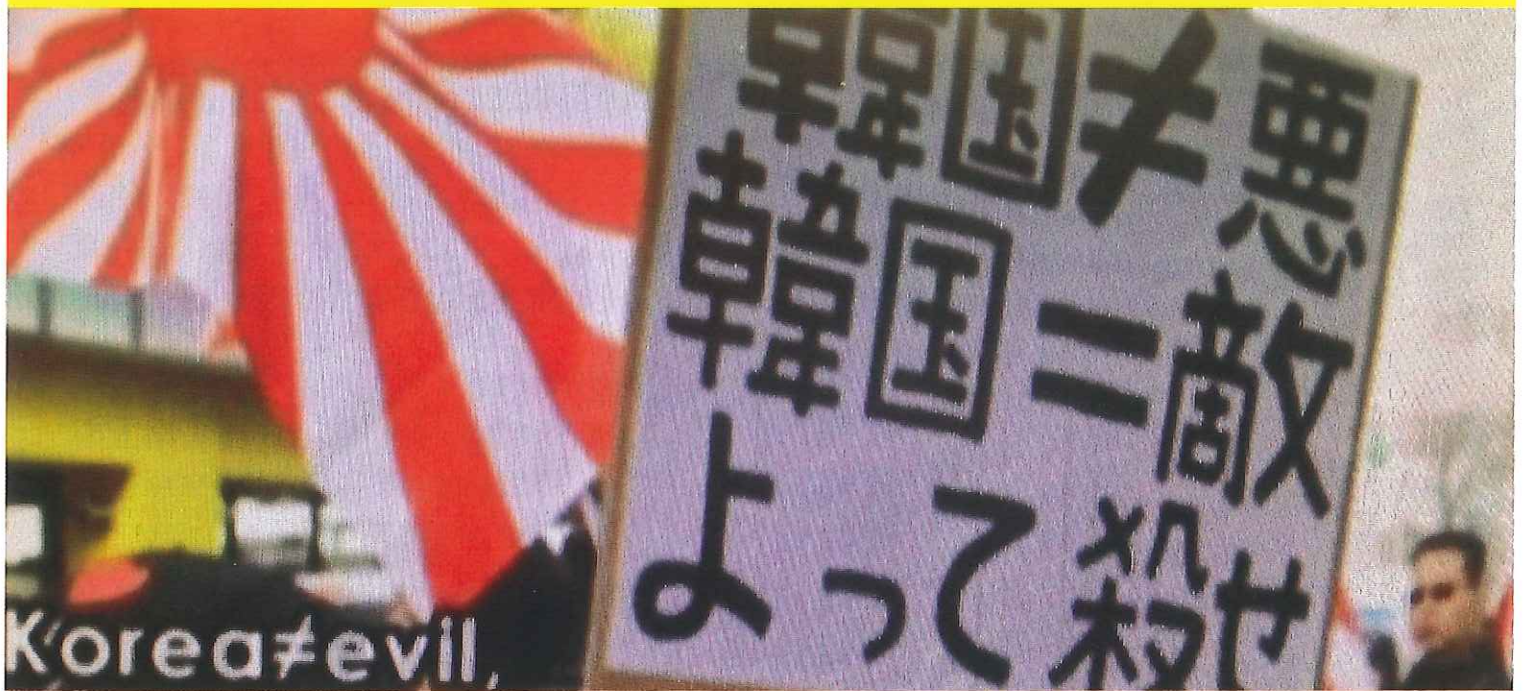


# 言葉の暴力! ヘイトスピーチ を許さない!!



「ヘイトスピーチ」を規制する法律制定に向けて

## 島根県民集会

日時: 2015年5月30日(土)  
13:30~15:30

場所: 島根県民会館  
3F 大会議室

- ・ 基調講演: ありたよしひ 有田芳生 (参議院議員)
- ・ 在日の立場からの声:  
クォンチョンジ 権清志 (韓国民団中央本部 企画調整室長)
- ・ 島根県各界からの声

主催: 島根県民集会 実行委員会 (平和フォーラムしまね、日本韓国市民友好の会 他)

後援: 島根県日韓親善協会連合会、連合島根、朝日新聞松江総局、読売新聞松江支局、毎日新聞松江支局、山陰中央新報社、中国新聞社松江支局、島根日日新聞社、NPO 法人エスプランサ

問い合わせ先: 090-9733-0910 (江角)



# 「ヘイトスピーチ」禁止の法律を制定し、異なる人種・民族・国籍・宗教が共存する社会をつくりましょう！

## 「ヘイトスピーチ」とは

- 人種・民族・国籍・宗教・性別などを理由に、憎悪や嫌悪をあおる表現・言動を行う行為です。
- 「在特会（在日特権を許さない市民の会）」などが、在日コリアンに対する「ヘイトスピーチ」を各地やインターネット上で繰り返していますが、これらは差別をあおって、人間の尊厳を冒とくする悪質で重大な人権侵害です。



## ヘイトスピーチに関する裁判と国連の勧告

- 2009～2010年に京都朝鮮学校に対し、在特会が行ったヘイトスピーチや動画公開について、最高裁は2014年12月に、京都地裁と大阪高裁が「人種差別に当たる」とした判決を支持して在特会の上告を棄却し、約1200万円の損害賠償を命じるなど判決が確定しました。

- 諸外国（ドイツ、フランス、イギリスなど）では、ヘイトスピーチを禁止する法律があります。日本は1995年に国連の「人種差別撤廃条約」に加入しましたが、日本にはヘイトスピーチを禁止する法律がありません。

- 昨年7月と8月、国連は日本政府に対して、ヘイトスピーチに関してきざんとした対応や法規制、人種差別撤廃法の制定を求める勧告を行いました。



人権行政もがんばる！（松江法務局・掲示板）

## ヘイトスピーチ克服への道 ～多文化共生の社会をみんなでつくりましょう！

長い間の努力により、韓国人など外国人に対する根深い差別が減少してきましたが、最近の、韓国人などを『殺せ』『日本から追い出せ』などと言うヘイトスピーチは絶対に許されません。

こうした言動を行う人々は、韓国や中国との間の領土や歴史問題に対する一面的な言論に同調し、地域で韓国人など外国人との交流経験もない人が多数です。

今日、全国で200万人以上、島根で約5,700人の外国人が暮らしています。国籍や民族などによる差別がなく、互いの文化を尊重する、暮らしやすい社会づくりを進めましょう。